

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成21年2月2日(月)

開会 13時30分

閉会 16時00分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 竹下謙委員長、井村正勝委員、山根一枝委員、丹保健一委員、向井正治教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

予算経理室長 中川弘巳 予算経理室副室長 池田敦子

教育改革室長 中谷文弘

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 濱田嘉昭 人材政策室副室長 川口朋史

人材政策室主幹 森田由之 人材政策室主査 山本順三 人材政策室主査 中村元保

福利・給与室長 神戸保幸 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

学校施設室長 大津茂夫 学校施設室副室長 水谷雅宏

社会教育・スポーツ分野

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室主幹 服部鋼一 スポーツ振興室主査 岩出卓

スポーツ振興室指導主事 黒田弘道

社会教育推進特命監 岩倉邦彦 社会教育・文化財保護室副室長 高島章寛

社会教育・文化財保護室主査 杉谷尚樹

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第47号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第48号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第49号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第50号 三重県教職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第51号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第52号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
議案第53号 職員の勤務時間の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例案(職員の育児休業等に関する条例の一部改正(公立学校職員の給与に関する条例関係))	原案可決
議案第54号 知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案(教育長の給料の額の特例及び公立学校職員の管理職手当の額の特例関係)	原案可決
議案第55号 訴えの提起(和解を含む。)について	原案可決

6 報告題件名

件 名

- 報告 1 平成 20 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
- 報告 2 第 56 回東海四県体育指導委員研究大会の開催について
- 報告 3 第 37 回三重県スポーツ賞の表彰について

7 審議の概要

・開会宣告

竹下委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会（平成 21 年 1 月 22 日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

井村正勝委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 48 号から議案第 56 号が意思形成過程のため、非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 47 号を審議し、報告 1 から報告 3 を先に行い、その後、非公開の議案 48 号から議案 56 号を番号順に審議することを確認する。

・審議内容

議案第 47 号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（予算経理室長説明）

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。提案理由、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

内容を説明します。5 ページをご覧ください。改正理由、奨学金の返還者の負担軽減を図るため、返還期間を延長するとともに、その他の規定を整備するものである。具体的な内容としては、2 番の（1）修学奨学金の返還期間を 10 年以内から 12 年以内に、修学支度費を 5 年以内から 12 年以内にそれぞれ改正したいという内容です。（2）は規定の整理です。様式に書かれている説明書きが分かりにくいのと、現在の状況に合わせて一部改正を図っています。添付書類で、所得証明書又は課税証明書という記述がありますが、これは所得証明書だけでも課税証明書だけでも分からない内容があるので、所得課税証明書を添付すれば両方の内容が一度に分かりますので改めたいということです。もう一つは、前年度の確定申告書のコピーを削除したいと思います。これは源泉徴収票が付けてあれば必ずしも必要ではないのでこのような改正も合わせて図りたいと思います。施行期日は公布の日から施行するものとします。1 ページが先ほどの期間の延長の本文の規則です。8 ページをご覧ください。この様式の裏面の添付書類、一番下の欄外に書かれている注意書きをこのように右側が現行、左側が新しい方ということで改正をはかりたいということです。4 ページですが、この規則は公布の日から施行しますが、附則の第 2 で、すでに貸し付けている人、返還が始まっている人についてもこの適用をしたいということです。

【質疑】

委員長

少し確認をさせていただきますけれども、改正内容は 2 つあって、1 つは返還期間の延長、もう 1 つは申込みの時の奨学金の申請の時の書類ですね。

予算経理室長

はい。

委員長

それから返還期間を延長する時は何かそういう書類があるんですか。それは今回は説明なしですか。

予算経理室長

返還期間の延長については、申し込みの時に、説明書きとかチラシとかに、返す時には10年以内、5年以内ですという説明がありますが、今後改正されたら、その説明のチラシを変更します。それから、実際に卒業されて返す時に新しい規定でいきますと最大が12年ですので、12年で返す、または10年で返す、8年で返すということを、これは本人の希望に沿って決定するという形にしておりますので、その時に12年以内で設定をして下さいというお知らせをします。

委員長

今返還している人でも、12年延長でいいという説明がありましたね。それは何か申込みをするんでしょうけれども、その辺の周知徹底の仕方とそれからそういう簡単な書類があって、それを書き込めば延長になるというふうな事なのかどうかそういうところを教えてください。

予算経理室長

そういう書類というのはこれから作りたいと思います。

委員長

知らせる方法はありますか。

予算経理室長

知らせる方法は、まずホームページで分かるように掲載をします。それから返還が滞っている人に返して下さいという時に、こういう方法もありますよという各個人への助言とかお知らせということで対応していきたいと思っております。

委員長

延長するのは滞っている人が結構多いというか、あるいは増えてきたというかそういう事も1つの原因だと思えますが、そういう方々はどれ位いるんですか。

予算経理室長

平成19年度末で330人程度います。

委員長

返すべき人は何人位いるんですか。

予算経理室長

返すべき人が1,000人程度です。

委員長

そのうち330人が滞っているんですね。

予算経理室長

はい。もちろんその中には、1か月とか一部でも滞っている人も1人と数えています。

井村委員

記者発表とかはしないんですか。

予算経理室長

これから考えたいと思っております。

井村委員

周知させるのに、記者発表をして新聞の記事になればかなり周知しやすいなという感じがしますので。

予算経理室長

今のところまだ検討はしていません。

井村委員

予定はないのですか。した方がいいと思いますけどね。こういうのは積極的でいい方ですからね。情勢に鑑みということなんでしょうか。いいと提案いたします。

丹保委員

これ以前はですね、10年と5年と分けてましたよね。今度は一緒にしたという事ですけど、その理由とそれから12年という年には何らかの理由があるんですか。

予算経理室長

まず、これまで2つの制度がありまして、それぞれ10年とか5年とかいう年限にしておりました。しかしそうしますと、返還者にとっては5年間の間には返還額が非常に増えるという形になりますので、うまく2つの制度を調整しまして実際上もはじめの5年間の時には修学費の方の金額を少なくする。10年間で同じ金額になるような調整というのは実務上しておりました。それから12年の意味ですが、だいたい他県でも10年か12年というのが返還期間で多いというのを1つ参考にしたのと、もう1つは月々の返済額が大体いくら位になるかというのを考えました。標準的なパターンで国公立の自宅通学の人、これが10年の返

還ですと標準的なパターンで月々5,700円なのが、12年になると4,700円位になります。もう一つ一時金が8万円と高い方を選ばれた方は、月々6,000円が5,000円位になるということで、まず標準パターンの人で、大体1か月5,000円以下位に抑えたいというのと、もう一つ最大の人、私立で自宅外からという標準パターンの場合にこれまで月々の返済額が11,300円という形だったのですが、12年になりますと9,400円程度になりますので、これも最大でも月々の返済1万円以下に抑えられるという理由から12年という設定を考えました。

丹保委員

はい、良く分かりました。

山根委員

現在滞っていて返しにくい方達だけにお知らせするのではなく、新聞とかで返してらっしゃる方達全員にお知らせした場合に、返せるのに長い方を多くの方が選んだら財政を圧迫するという事はないんですか。

予算経理室長

今回の償還期間の延長、12年という設定に戻りますが、あまりにも10年を20年にしてしまうと、この制度の安定的な維持というのがどうなのかというので、それも1つの理由でした。実際もう返還してみえる方は、既に何年と本人さんの希望で、これまでですと10年以内になりますが、返還していただいている、かつ返還に何も支障がないというか、きちっと返していただいている方、その方についても一律にできますよという話ではないので、ホームページでの周知でいいのではないかと考えております。それから、こういう制度に変わったので、これまで1万円を超えた返済で大変なのでどうにかなりませんとか、償還が一部滞ってきたのでどうにかなりませんかという相談に対しては、このお話をさせていただいて、こういう方法もありますよというお知らせをさせていただきたいと考えております。

委員長

この滞っている300数十人の人に対しても同じですか。伝達方法はホームページですか。

予算経理室長

はい、そうです。

委員長

それだけですか。

予算経理室長

はい、その方についてはもちろん督促というのをしております。督促の時に連絡がつかない人は別ですが、ついた人にはこういう方法もありますよというお知らせはきちっとしていこうと考えております。

委員長

それはするべきでしょうね。

井村委員

督促はしないといけないのでしょうか。時効にかかるわけですから。

委員長

原則的にこういう便宜を図るということはいいことでしょうかから、滞っている方々も少しは楽になるでしょうし、返しやすくなるでしょうからね。

副教育長

議会のため、予算経理室長が退席しましたが、『経済・雇用情勢の悪化に伴う修学支援制度の活用について』という1枚ペーパー届いてますでしょうか。

山根委員

議案47号の1番後ろに付いています。

副教育長

少し報告をさせていただきます。

委員長

はい、お願いします。

副教育長

「経済・雇用情勢の悪化に伴う修学支援制度の活用について」という資料をご覧ください。経済雇用情勢の悪化に伴って、教育委員会で出来ることは何かまとめて1,2,3と書かせてもらいました。まず、制度活用の周知徹底ですが、1番のは県立学校長へ宛てまして、現在学校にいる生徒に対して奨学金の制度と授業料減免の制度についていつでも必要であれば言ってきてほしいということを中心に、校長会で周知の依頼をさせてもらっています。12月と1月の2回に渡りさせてもらっています。2つ目は県立高等学校の全教室に、こういう制度があるということ各教室ごとに張ってもらった宣伝のポスターを急遽作りまして張らせてもらいました。私立高等学校へも同様に対応をさせていた

だきました。それから、生徒がポスターを見ていて、この子どもはこんな状況なのかと逆に不安になる生徒がいるかもしれないといけませんので、何かあったらすぐに担任の先生又は奨学金の担当の先生にということで、ペーパーについて細かい部分はここから渡せるようにしてあります。3つ目は、ホームページですけど、家計が急変した場合の授業料減免や奨学金制度活用のお知らせと分かるようにいれさせていただきまして、いつでも借りられますし、減免の申請もできますということも再度周知をさせていただきました。それから、各市町の教育長に対しましては、中学校の3年生に対してすでに予約奨学金の決定は終わっていますけども、入学してからも奨学金の申請ができますということ徹底して周知していただきたいということをお願いしてあります。それから、6番目のところで外国人児童生徒に対する周知徹底を図るため、保護者向けのポルトガル語版とスペイン語版のチラシを作る予定で進めています。これが、今までしてきたことと今後の対応です。それから2つ目は、高等学校の修学奨学金の来年の採用予定数ですが、この段階で去年よりも24名多く決定しております。今後も経済状況が悪化した場合には申込みが出来るという体制でいきたいと思っております。それから3つ目は制度改善ですが、1番は先ほど説明がありました。2つ目は、返還猶予の事由に失職ということで、実際に働いていたが仕事なくなったということ、具体的に書くように検討しています。また、連帯保証人ですが、日本国籍が今まで要りましたが、永住者であればそこは加味しようということで、この2つについても先ほどの規則とセットで対応させていただきたいと考えています。

委員長

はい、どうもありがとうございました。この永住者というのはどうやって分かるんですか。

副教育長

永住者の証明を持っております。

山根委員

パーマネントビザですよ。

委員長

パーマネントビザですけども、永住者という考え、まあ永住するわけでもないし、決まっていらないわけでしょう。パーマネントビザですと働けるといっただけで。

副教育長

ちょっと説明をお願いします。

予算経理室副室長

永住資格というのは、申請して永住資格をとられた方という事で、永住者という資格を持っていらっしゃる方です。一般的に就労等でいらした方には定住資格という事で、ある一定限の期間の定住を許可されているということですが、永住資格は永住を認めてもらっている資格です。

井村委員

永住資格を持っていらっしゃる方というのは現在まで長くいらっしゃるんですか。

予算経理室副室長

そうですね、永住者の中には2種類と言いますか、戦後の在日の方達が特別永住者という枠ですけども、それ以外にも永住資格は例えば10年以上定住資格を持った方は永住資格を申請する事が出来ますので、永住のご意思があれば永住資格の申請は10年以上の定住があれば出来ます。そういった方で永住資格を認められた方という意味です。

井村委員

10年から数十年いらっしゃる方ですね、大体は。

予算経理室副室長

そうですね。細かくはもっといろいろ、例えば日本人の方と結婚された方とか、いろんな枠の中で多少の年数の制限の区別があります。

委員長

それから、この1番目の周知徹底の方の6番目ですけども、これは以前問題になった時にというか、その外国人の子ども達に積極的に奨学金を貸与しようという時に、保護者じゃなくて成人の方が結構通ってますから、その本人に貸し付けるというか、そういうようなことを以前に説明を聞いた事がありますが、もちろんこれは本人にちゃんと周知徹底した後という話ですね。

予算経理室副室長

はい、そうです。

委員長

ついでにちょっとお聞きしたいんですが、以前議論になった時に、本人は例えば中学校に行きたい、高校に行きたいと、その外国人の人でね。だけでも保護者はそんな所へ行く必要はないという事をいってる場合

にどうするかと、前にちょっと議論した事ありますよね。それは今どうなっているんですか。そんな事あり得ないですか。もしあった場合にはどうされるんですか。本人は奨学金をもらって修学したい、けれども保護者の方は、保護者というか、もう成人していますから本当は保護者はいらないんだけども、保護者的な人がそんなものは必要ないという判断をしたら、一応そういう人の印鑑とかサインとかいるわけでしょう。

予算経理室副室長

成人された方で対象者の方につきましては、保護者という該当にならないですので、成人以上の方は本人だけで申請が出来ますので支障はないと思います。

委員長

本人だけで出来ますか。前の説明の時には保護者的な人の承認が必要なんだというような趣旨の事を聞いた記憶があるんだけど、そうじゃないですか。

予算経理室副室長

はい、それは契約行為が出来るという事が成人していることが必要ですので、成人していらっしゃったら保護者という概念はありませんので、本人で契約が出来るという事です。

委員長

はい、他にはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

委員長

それではここで教育長と予算経理室長は議会の方へ出掛けましたので、先に公開の方をしますから報告題の方に入っていきますが、非公開の議案の第48号から56号の審議を教育長が戻られてから始めたいと思いますので、その辺のご了承お願いいたします。それでは報告の方に入っていきます。

報告1 平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

平成20年度全国体力、運動能力、運動習慣等調査の結果について、別紙のとおり報告する。資料の1ページをご覧ください。そこに調査の概要を記載させていただきました。本調査は子どもの体力が低下している状況を鑑み、その向上を目的として文部科学省スポーツ・青少年局により本年度初めて実施されました全国規模の調査です。この調査結果を活用して国や各教育委員会、各学校等がそれぞれの課題を把握し、その改善のために取組を行うと共に、学校における体育、健康に関する指導等の改善に役立てる事を目的としております。この調査は全国の小学校5年生と中学校2年生の子どもを対象とした、8種目で構成されます新体力テストで、(3)の調査事項の所に実技調査、新体力テストと記載してありますが、それと運動習慣等のアンケート形式での調査が実施されました。この調査は本年度4月から7月の期間で各学校にて実施をし、その集計結果が平成21年1月21日、文部科学省より公表されましたので、これに合わせまして、同日付けで三重県の状況についても既に公表を行ったところです。続いて2ページをご覧くださいと思います。2ページにつきましては文部科学省より公表された調査結果の中から、体力合計点についての都道府県別の状況を示しました。ここでは平均値が記載されております。その表の最上段に小学校5年生、中学校2年生、そして男子、女子の全国の平均値が記載されております。以下は都道府県の平均値です。三重県の所につきましては網掛けがしてあるところです。この調査結果につきましては、文部科学省としましては都道府県の順位までは示しておりませんが、この表を見て探っていけば自ずから順位は分かるという事になっております。具体的には、都道府県の平均値の順位としましては本県の場合、47都道府県中、小学校男子は44番、女子が42番目、中学校男子は35番目、女子が32番目である事が読み取れるということです。続いて3ページにつきましては、本県教育委員会が公表したものです。まず実施状況についてですが、公立の小学校は407校、中学校が170校ありますが、対象学年の児童生徒が在籍をしていない学校が小学校2校、中学校1校ありますので対象学校から除外をしてありますので、そこにありますように、対象の学校数は小学校が405校、中学校が169校となっております。なお実施率が小学校は98.5%、中学校は98.8%となっておりますが、小規模の複式学級であったり、耐震化の工事等々、各学校の状況によって数校が参加を見合わせております。続きまして新体力テストの結果につきましては各調査種目結果の平均及び体力合計点の平均について本県と全国の値を並べて公表をさせていただきました。その表でいきますと、(1)のaが小学校5年生、bが中学校2年生のそれぞれ本県と全国との平均を並べたものです。これは全国の状況と比較しまして、小学校5年生女子のソフトボール投げ、中学校2年生男女のソフトボール投げが上回った結

果になっておりますが、その他についてはほとんどが下回った結果となっております。本県では従前から公立小中学校の約3分の1の学校を抽出し、三重県児童生徒の体力、運動能力調査を行っております。文部科学省においても抽出による体力、運動能力調査が行われており、両調査の結果を重ねる事で本県の児童生徒の体力状況について可能な範囲で全国の状況との比較をしておりました。今までの調査はあくまでも抽出の調査でありましたが、今回の調査は小5と中2の2学年であるとはいえ、その調査対象が全ての児童生徒とされた事が1番大きな違いではないかと思われまます。従前の調査で得られておりました1学年あたりの標本数は、三重県の調査で約3,000弱、文部科学省調査では1,000強の少ない数でしたが、今回の調査では本県が約17,000、全国でおおよそ70数万という調査数になっております。なお本調査により見えてきます体力は、あくまでも児童生徒が高めるべき体力要素の一部であるわけですが、今回の調査によって全国的な状況と照らし合わせる事が出来る客観的かつ詳細なデータを集める事が出来たのではないかと考えております。これらのデータを集計、分析しながら子どもたちの体力向上に向けた取組みの基礎資料として活用していきたいと考えております。集計、分析につきましては、現在、作業を進めておりますが、その中から数例を挙げて説明をさせていただきます。まず4ページをご覧ください。これは、総合評価結果における全国との比較です。上段のAが小学校5年生、下段のIが中学校2年生の結果となっております。総合評価といいますのは体力合計点を基にその表の右側にありますように、点数の合計をA B C D Eの5段階で示したものです。つまりAの評価が最も良く、E評価がその逆であるということです。上の方の小学校5年生の場合、体力合計点が65点以上ならばA、64点から58点であればBといった事になるわけです。Aの小学校5年生男女のグラフを見ていただきますと、全国の状況と比較してAやBの結果を得た子どもの割合は男女共に少なくなっている事が分かるかと思えます。逆にD、Eの結果となった子どもたちは全国の状況よりも多くなっているという事がその比較を見ていただくとよく分かるのではないかと思います。下段の中学校Iの方の中学校を見ていただきましても、小学校5年生とほぼ同じ状況である事が見てとれますが、小学校5年生に比べまして各評価の割合の差が男女共に小さくなっている事が分かるのではないかと思います。言い換えますと、全国の状況より下回っているものの、中学校2年生ではその差が少なくなってきたという事になるかと思えます。続きまして5ページをご覧ください。5ページにつきましてはここにありますように、学校、児童・生徒質問紙調査の回答における全国の状況との比較という事で、小学生には18の質問項目、中学生には22の質問項目でいろいろ細かに質問がされております。それぞれの質問に対しましては表の右側に簡単にコメントを載せてありますが、この中で少し目立ったものを2点ほど取り上げて説明をさせていただきます。まず7ページをご覧ください。7ページの4-4、1日の運動時間というところをご覧ください。こここのところは、『運動やスポーツをする時は1日どれぐらいの時間しますか。体育の時間は含みません。』という質問に対して2時間以上、1時間から2時間、30分から1時間、30分未満の4つの選択肢から回答した結果を示したものです。上段に男子、下段に女子の結果を全国の状況と並べてあります。ここから見えますのはまず小学校ですが、2時間以上と回答した児童の割合は、男女共に全国とほぼ同じである事が見てとれます。次に1時間から2時間と回答した児童ですが全国に比べますと、男女共、若干少なくなっているというような事が見えるかと思えます。そして30分から1時間や1時間未満の少ない時間を回答した児童が全国よりも多くいるということが見えてきます。これから、小学校5年生の運動時間の状況を一口にまとめますと、男女共に全国の状況に比べ運動時間がやや少ないのではないかという事が思われます。体力と運動量とは大きな関係がある事が誰もが認めるところですが、この結果から本県の小学校5年生の子どもたちには運動時間そのものを増やす取組みが必要である事が考えられます。続いて中学校2年生ですが、男女共に同様の傾向が見てとれますが、それは本県の中学校2年生は全国の状況と比べて長時間運動している子どもが多い傾向にあるという事が、中学校の男女の場合には言えるのではないかとこの表から見てとれます。しかしながら、中学校2年生もまた体力は全国の状況と比較すると下回っております事から、運動時間以外の別の要因によるものがありそうです。その要因については本調査結果の今後の分析によって見えてくるだろうと期待をしているところです。続きまして、9ページを見ていただきたいと思えます。ここは生活習慣に関するところですが、7の『1日のテレビ視聴時間について』のところをご覧ください。ここはテレビゲームを含むとしていますのでそれを見ていただきますと、結果の方から男女共に小5、中2の両方で1日に3時間以上といった長時間を回答した児童生徒が全国の状況よりも相当多い事が本調査からも確認が出来たという事がその表を見ていただきますと分かるのではないかと。つまり3時間以上といいますのは、この表の右側の白っぽいところが3時間になりますのでそれを見ていただきますと、三重県の状況がよく分かってくるかと思えます。今後は運動や生活の状況と体力状況を重ねる事も含め、より詳細な集計分析を行って三重の子どもたちの体力向上に向け、より意味のある資料を得る事が出来ればと考えております。そして市町の教育委員会とも連携をしながら、子どもの体力の向上を図っていければという事も考えております。学習指導要領の改訂が行われ、小学校体育、中学校保健体育科の内容も改善が図られました。体育における改訂の柱に子どもの体力向上がおかれております。本調査の意義や調査参加による有用性を踏まえて今後も調査が行われる予定であることから、各学校の参加について市町教育委

員会等を通じてはたらきかけを行っていきたいと思います。以上、全国体力、運動能力、運動習慣等調査の結果について報告をさせていただきます。

【質疑】

委員長

10日ほど前に全国の教育委員長と教育長の会議がありましたが、その時私が所属した部会は、座長になったのが福井県の教育委員長で、副座長が秋田県の教育委員長でしたが、2人で大いに自慢をしておりました。両方共、学力もいいし体力もいいんですよ。三重県は学力もあんまりパツとしないし、体力は永久に悪いという事なのか。まあ何か関連がありそうですし、かと言ってどんなふうにすればというような気もしますけど。何かいろいろこれを活用して知恵を絞っていただければいいんじゃないですか。一応、学力とも連携しながらっていうかどうも関連性があるような感じがしますから。

スポーツはスポーツだけ、学力は学力だけというよりは、両方加味し合いながら一緒にいろんな要因を分析していく必要があるんじゃないかとは思ってますけども。

丹保委員

小学校の5年生ですとね、4月と7月ではかなり違いますよね。そうするとその実施する時期によってもかなり変わってくるので、これは大体平均と考えていいっていう事ですかね。これがまず1つですね。それからもう1つ、あまりこれを評価とか、よくやっているとかって事をやるといろんな事が起こってくる可能性があるんですね。例えば体の不自由な子どもを入れないとか、小規模な学校ですとその子の記録が入らないかでだいぶ変わってくるわけですよ。そういう事が起こらないように、あまり競争競争っていう事をやると危ないっていう気がします。学力検査も一緒ですよ。ひどい場合には成績の悪い子は休んだ方がいいとか思う子が出て、先生が出てくると困るんです。これは、逆効果ですから。そういう事をちょっと心配をしました。それからもう1つはやはり何かいい、自然に体力があがるような工夫が必要だと思うんですけどね。今のお子さんたちはゲームとか携帯とか大好きですので、そういう物に負けないような何か工夫があると三重県としてはいいんじゃないかなと思うんですが、その辺私もアイデアがありませんけどね。そういう事をまた考えていただければありがたいなと思います。

スポーツ振興室長

まず時期の問題ですが、4月から7月という事ですが、これにつきましてはいろいろ集計をしたりという事もありますので、その時期をちょっと動かす事は文部科学省の方も考えていないようにも聞いております。他の都道府県においてはこの体力、運動能力テストを秋に既に学校の行事の中に組み込んでおり、平成20年度については参加が出来なかったというところも聞いておりますので、そういったところは今後調整はされるのかなというふうに聞いておりますし、三重県の場合は出来るだけ春にどの学校もやっていただいていると伺っています。それから競争を煽らないという事でも、当然我々もその観点は常に持ちながら、学校間で争ったりとか、あるいは市町の競争になったりとかいう事にならないような事も踏まえながらいろいろと市町との連携をしていきたいと考えております。それから自然に体力が上がるような取組みという事で、これは今後我々が知恵を絞って工夫をしていく事になるかとは思いますが、学校の中での体育の授業でより体を動かす機会を増やすとかいろんな事が考えられるかと思っておりますので、それにつきましても、今後、分析研究を行ってまいりたいと考えております。

委員長

この5ページの肥満というのが気になりますね。それから女の子が痩せすぎ、肥満ではないんだけど痩せすぎなのかなというふうな事も気になりますけども。今回の調査では、携帯でのゲームとかいうものは調べてないんですか。

スポーツ振興室長

それは調査に入っておりません。

井村委員

朝食というのは大体前も調査があったと思うけど、同じような傾向がありますか。

スポーツ振興室長

朝食につきましては、我々が今まで伺ってきたのとほぼ変わってないのかなと。まあ多くの子どもたちは摂っていて、中学生になると若干やはり毎日食べる人が減っていくということがあります。こちら辺についてはまた別の観点からやはりいろいろ考え方があると思います。

山根委員

よく横並びで他の県とか全国という比較はされるんですけども、その学校の同じ年齢のお子さんの体力の比較というか、3年前の生徒さんより今の生徒さんの体力がどうなのかが知りたいです。私は地域の児童委員として交通当番なんかをさせていただいているんですけど、近年非常に目立つのが、近所のお子さんであっても、親御さんの送り迎えの車がすごく多くなっているんです。行き帰りに、元気に一生懸命ランドセルを背負って走りながら、友達とじゃれながら歩いたりという風景が、段々お母さん方の軽自動車もたくさん

増えてきてかなり送っていくという、地域の中の風景が年々変わってきているような気がしています。もう1つ幼児さんからなんですけども、小学校これは5年生ですけども、低学年に関しては近所の公園は、私のちょっと前の子どもたちの世代までは、学校から帰ってきた後に近所の公園に行けば友達がいるという発想があったんですけども、今は近所の公園は怖いおじさんがいるかもしれない所になっています。小学校低学年、幼稚園のお子さんは帰った後どういう遊びをしているのかということ、親同士が連絡を取り合っていて、そのお友達の家まで親が車で送って行ってという遊びの形態になっているというのを聞きまして、実際そうなっている地域があります。そういう事も子どもの体力の調査の事で見ると、地域の環境とか子どもを取り巻く地域の人とか親自身も、子どもの学力だけじゃなくて体力も非常に関係があって、自分の子どもの体力というものにもっと関心が向くように何か啓発出来るような発信がこちらから出来たらいいのという思いがあります。その分析の仕方ですけれども、そうやって全国と比べるとというよりその地域で比べる、縦に時系列に比べるとというような、そういう発想も何かあってほしいなと思いますが、何かそういうのがありますか。

スポーツ振興室長

ご指摘の件につきましては、平成21年度につきましても文部科学省がこの調査を実施したいというふうに言っておりますので、そういう事からしますと、年々データが積み重なっていきますと3年前同じところどうだったのかといった観点からの分析も出来るようになってくると思います。残念ながら平成19年度までは、説明の方でも若干触れさせていただきましたが、抽出でしたので3年に1回それぞれの学校が取組んでいて、なかなかその年度を追って比較していくという事が難しかったのですが、これからはつきましては年毎にデータが残っていきますので、山根委員おっしゃられたような事の観点を持って、調査分析をしていく事が出来る事と考えておるところです。

委員長

ただ、やっぱりこういう全国で同じような体力検査をして、そして三重県がこれだけ悪いっていう事は、秋田や福井が良いっていう事は、秋田、福井って言ったら大体生活環境同じようなものでしょう。これが東京とか埼玉や千葉の辺りであれば結構運動量が多いと思うんですよ。親があまり車を使いませんから子どもたちは自力で動かないといけない。こちらはほとんど車社会ですから、全部車で子どもを送り迎えするってというような意味で、運動量はこちらの方が低いと思いますけど、それは福井も同じだし秋田も同じだとなってくると、やっぱり何か違いがあるんじゃないかと思えます。私はそういう地元の方でというか、競争も必要ありませんし、何も必要ありませんけども、秋田や福井の方がなぜこんなにいいのか、学力もいいのか、やっぱりそれは探ってみる必要があるだろう。それから、競争しないから他は関係ないっていうんじゃないで、やっぱり参考にして三重県はどうするかっていう事、対策を練っていく必要があると思いますけども。

スポーツ振興室長

委員長おっしゃられるとおりでして、実は今日の中日新聞にはその福井の体力状況の取組みの記事が出ておりましたが、我々としまして他県のそういった取組みの状況もいろいろ情報収集しながら、本県で何が出来るかというような事を取組んでいきたいというふうに考えております。

委員長

報告1はいかがでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告2 第56回東海四県体育指導委員研究大会の開催について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

第56回東海四県体育指導委員研究大会開催について、別紙のとおり報告する。資料をめぐっていただきますと大会要項が載せてあります。ここでいいます体育指導委員は、昭和36年に制定されましたスポーツ振興法に基づいて、各県内、各市町の教育委員会が任命する非常勤の職員です。委員は当該市町におけるスポーツの振興のため、住民に対しスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導、助言を行っております。平成20年度の本県の体育指導委員の数は856名となっております。1ページの要項にありますように、この研究大会は平成21年2月6日金曜日から2月7日土曜日の2日間に渡り東海四県の体育指導委員約2,700名が参加をし、県営サンアリーナと志摩市内の各施設で開催をされます。この研究大会は東海四県が毎年持ち回りで開催をしておる行事です。大会の日程につきましては第1日目の全体会が県営サンアリーナで行われ、2日目が分科会となります。2ページをご覧ください。2ページには内容としてそこにありますが、開会行事の後、大阪体育大学名誉教授の細川磐先生による記念講演を行っていただきます。その後セーフティーメッセージと題しまして、三重県警察本部による護身術と県警音楽隊の音楽演奏が行われる予定です。なお、開会行事のところでは体育指導委員功労者等の表彰も予定をしております。県教育委員会か

らは来賓として向井教育長に出席をしていただき、挨拶をいただく事になっております。資料3ページをご覧ください。2日目の研究協議につきましては志摩市の阿児アリーナと賢島宝生苑で、県内7市町の研究発表が行われる事となっております。各分科会会場と協議内容につきましては、その一覧をご覧くださいと思います。4ページにつきましては先程触れました表彰の関係の人数を記載をさせていただいております。体育指導委員功労者の表彰者につきましては、東海四県体育指導委員功労者表彰は115名、東海四県体育指導委員感謝状が10団体、また近畿、北陸、東海の3ブロックの2府12県で構成されます中ブロック体育指導委員功労者表彰については、28名が表彰される事となっております。

【質疑】

委員長

この表彰は誰の名前でするんですか。

スポーツ振興室長

東海体育指導委員協議会の会長です。

委員長

会長というわけですね。今はそれは三重県ではないわけですか。

スポーツ振興室長

本年度は三重県の会長が東海の今回の会長を兼ねておるとい事です。

委員長

この功労者が、愛知県だけが抜群ですけれども、例年こんなもんなんですか。

スポーツ振興室長

体育指導委員の人数に合わせて毎年功労者を選出するようになっております。愛知県は元々の数が大変多いですので、毎年こういう多い人数になっておるとい事です。

委員長

報告2はいかがでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告3 第37回三重県スポーツ賞の表彰について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

第37回三重県スポーツ賞の表彰について、別紙のとおり報告する。1ページをご覧ください。そこに趣旨がありますように、この三重県スポーツ賞は全国・国際スポーツ競技大会において、優秀な成績を収め広く県民にスポーツの範となり県民の士気高揚に貢献した方について、その栄誉を讃え知事が表彰をするものです。表彰につきましては、(2)に表彰要件とありますが、表彰の内容は三重県スポーツ優秀賞と三重県スポーツ新人賞、そして三重県スポーツ特別功労賞の3種類です。本年度につきましては三重県スポーツ特別功労賞の該当はありませんでした。なおスポーツ優秀賞につきましては国民体育大会で優勝等が該当になってきますので、その次のページをお願いしたいと思います。そこに今回表彰を受けられる方や団体の一覧があります。まず優秀賞ですが、これは国民体育大会で優勝しました本田技研鈴鹿製作所のラグビー部や空手の小林実希さん、あるいはそこにありますような5名1団体が今回優秀賞を受賞される事となっております。なおこの中ではサッカーの水本裕貴選手は現在、日本代表にも召集されてワールドカップを目指していたり、あるいはその上の柔道の稲澤真人さんにつきましては、来年度の世界選手権の出場を目指して現在ヨーロッパを遠征中という事も伺っております。新人賞につきましてはこれは中学生、高校生が対象となります。新人賞につきましては国民体育大会で優勝しましたテニス競技の少年男子、三重県選抜の四日市工業高校、遠藤豪さん、それから鈴鹿高校の加藤大地さんや全国高校総体で2連覇を達成しました登山競技女子団体の四日市南高校ワンダーフォーゲル部、同じく陸上競技400mリレーで優勝しました宇治山田商業高校の陸上競技部の皆さん等、全国高校選抜大会、都道府県中学校体育大会等で優勝された方々が受賞をされます。なお表彰式につきましては、2月6日金曜日2時半より鳥羽国際ホテルにおいて実施をされます。併せて当日は財団法人三重県体育協会の表彰も合同で開催されることになっておりますのでご報告させていただきます。

【質疑】

委員長

優秀賞の2番目の空手の小林実希さんはどこの人なんですか。

スポーツ振興室長

四日市塩浜中学出身です。

委員長

高校からもう別ですか。

スポーツ振興室長

高校から県外です。

委員長

この阿部裕信さんは。

スポーツ振興室長

これは相好体操クラブと申しまして、県内で伊賀市を拠点とする、相好株式会社という薬品、薬局を生業にされている会社がありまして、そこが県内3か所に体操クラブを持っておりまして、そこで子ども達を教えながら、いわゆる三重県からは実業団として全国大会にも出ておるといふことで、この方も元々三重県の方ではありませんが、現在三重県で活動をされておるといふことです。

委員長

その次の稲澤さんは。

スポーツ振興室長

稲澤さんにつきましては、三重県鳥羽市の出身です。

委員長

ダイコロというのはどこで活躍しているんですか。

スポーツ振興室長

大阪の印刷会社、普段は天理大学の卒業生ですので、天理大学の方で練習をしておるといふようなことを伺っております。

委員長

その次の水本さんは。

スポーツ振興室長

これにつきましては三重高校を卒業した後、プロの方へ行っております。

山根委員

このように素晴らしい賞を受賞された方達は母校に教えに行ったりとかそういう事ってあるんですか。

スポーツ振興室長

ちょっとそこまで我々も把握はしてないんですけども、各学校共多分例えば出身の学校については、行事にこの方達を何かの折には呼んだりという事は伺っておりますが、定期的に何かをしているという事はちょっと我々も把握はしていません。

委員長

よくテレビで見ていると、一流選手が母校で教えるというのがあって、素晴らしい授業をしますよね。ああいう事をやってもらえればありがたいですね。

山根委員

そうですね。

井村委員

今回特別功労者がなかったというのが残念なんだけど、本当にいないのかなっていうのもおかしな質問だけ。

スポーツ振興室長

特別功労賞の内規要領の中には、いく度か全日本レベルの大会で優勝とか、あるいは世界レベルのといふふうなこともありまして、実は今年度につきましては、オリンピックがありましたので、吉田沙保里選手か小椋久美子選手を我々としては考えたのですが、彼女たち二人につきましては、既にオリンピックの関係でこれよりも上の賞を平成20年度受賞しておるといふ経緯がありましたので、もしそういうのがなければ彼女達は特別功労賞とかそういったものに該当してくるのかなといふふうに思います。相当特別功労賞につきましては、ハードルが高い賞になっているようにも我々としては把握しておりますので、そういう意味では今年度はオリンピックがありましたので、三重県としましては、スポーツについてはその面ではいけますと相当頑張っていると思っております。

委員長

報告3はいかがでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

教育改革室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第49号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第50号 三重県教職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第51号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第52号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案（非公開）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第53号 職員の勤務時間の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例案（職員の育児休業等に関する条例の一部改正（公立学校職員の給与に関する条例関係））（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第54号 知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案（教育長の給料の額の特例及び公立学校職員の管理職手当の額の特例関係）（非公開）

福利・給与室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第55号 訴えの提起（和解を含む。）について（非公開）

学校施設室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第56号 三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例案（非公開）

社会教育推進特命監が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。